小学校費	0.93539
中学校費	0.97499
高等学校費	0.94903
その他の教育費	0.84640

Ｅ１（その他の教育費にあつては、経常態容補正係数）

七　特定被災地方公共団体のうち、岩手県、宮城県及び福島県の「港湾費」のうち漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る投資態容補正係数については、第十二条第二項の表都道府県の項第二号中「平成二十五年十一月一日」とあるのは「平成二十年十一月一日」と、「を測定単位の数値で除して得た数」とあるのは「に〇・八四五を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を測定単位の数値で除して得た数」とし、B漁業の就業者数のうち宮古市、大船渡市、陸前高田市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡田野畑村、九戸郡野田村、石巻市、気仙沼市、名取市、東松島市、亘理郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び相馬郡新地町については「平成二十七年十月一日」とあるのは「平成二十二年十月一日」と、「B漁業の就業者数」とあるのは「B漁業の就業者数に〇・八六九を乗じて得た数」とする。

八　特定被災地方公共団体のうち、第一項第一号の表第一項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第一項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

$\{(B-A)\ /\ A-0.100\times B\ /\ A\}\times\underline{34.2}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{34.2}$

$(B-A)$、$(B-A)\ /\ A-0.100\times B\ /\ A$、$(\alpha-\beta)$ 又は $\{(B-A)\ /\ A-0.100\times B\ /\ A\}\times\underline{34.2}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{34.2}$ が負数となるときは、それぞれ0とする。

α が2.885を超えるときは2.885とする。

β が2.885を超えるときは2.885とする。

［略］

2　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、第四十九条第二項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、道路の面積の分別又は按分については、同項第三号中「同項の表中四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二」と、道路の延長の分別又は按分については、同項第四号中「同項の表中五」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三」と、漁港における係留施設及び外郭施設の延長の分別又は按分については、同項第五号中「第五条第一項の表中七から同項の表中十まで」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中四及び五」と、都市計画区域における人口の分別又は按分については、同項第六号中「同項の表中十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中六」と、都市公園の面積の分別又は按分については、同項第七号中「第五条第一項の表中十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中七」と、六十

小学校費	0.93539
中学校費	0.97499
高等学校費	0.94903
その他の教育費	0.84640

Ｅ１（その他の教育費にあつては、経常態容補正係数）

七　特定被災地方公共団体のうち、岩手県、宮城県及び福島県の「港湾費」のうち漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る投資態容補正係数については、第十二条第二項の表都道府県の項第二号中「平成二十五年十一月一日」とあるのは「平成二十年十一月一日」と、「を測定単位の数値で除して得た数」とあるのは「に〇・八四五を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を測定単位の数値で除して得た数」とする。

八　特定被災地方公共団体のうち、第一項第一号の表第一項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第一項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

$\{(B-A)\ /\ A-0.100\times B\ /\ A\}\times\underline{33.3}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{33.3}$

$(B-A)$、$(B-A)\ /\ A-0.100\times B\ /\ A$、$(\alpha-\beta)$ 又は $\{(B-A)\ /\ A-0.100\times B\ /\ A\}\times\underline{33.3}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{33.3}$ が負数となるときは、それぞれ0とする。

α が2.885を超えるときは2.885とする。

β が2.885を超えるときは2.885とする。

［同左］

2　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、第四十九条第二項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、道路の面積の分別又は按分については、同項第三号中「同項の表中四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二」と、道路の延長の分別又は按分については、同項第四号中「同項の表中五」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三」と、漁港における係留施設及び外郭施設の延長の分別又は按分については、同項第五号中「第五条第一項の表中七から同項の表中十まで」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中四及び五」と、都市公園の面積の分別又は按分については、同項第七号中「第五条第一項の表中十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中六」と、農家数の分別又は按分については、同項第十八号中「第五条第一項の表中三十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中八」と読み替えるも